

平成 21 年 7 月 2 日

奈良県連盟 山村野営場の草刈業務について

県連野営場管理委員会

1. 野営場草刈の実施について次のとおりとする。

① 実施時期：

毎年 4 月、7 月、9 月期の年三回実施する。実施日については地域の清掃日を勘案してその都度委員会で決定する。

② 草刈ローテーション：

県連理事会、プログラム委員会、野営行事委員会、指導者養成委員会の持ち回りで実施する。6 団については上記時期以外に必要なに応じて年 1 回の草刈を実施する。なお、6 团团倉庫周辺については 6 団の責任において県連が実施する時期に合わせて草刈を行うこととする。

③ 草刈実施計画：

平成 21 年 4 月以降のローテーションは次のとおりとする。なお、天候および繁茂の状態、その他要因により実施期、担当を変更することがある。

	4 月	7 月	9 月
平成 21 年	県連理事会	野営行事委員会	指導者養成委員会
平成 22 年	プログラム委員会	県連理事会	野営行事委員会
平成 23 年	指導者養成委員会	プログラム委員会	県連理事会
平成 24 年	野営行事委員会	指導者養成委員会	プログラム委員会

④ 実施委員会等の草刈要員の召集

理事会、担当委員会の草刈要員の召集については各委員会が行う。県連理事会については事務局が召集する。

⑤ 費用負担等

草刈に要する機材等については県連備品以外のものは、各担当で手配準備する。

草刈要員の昼食及び草刈機の燃料及び等については野営場管理委員会の経費より負担する。

個人所有の機械及び草刈刃等の損耗については個人負担とする。